フラット３５（機構買取型）

２０２４年８月１日現在

１．商品名	フラット３５（機構買取型）
２．商品概要	住宅の購入・新築、住宅ローンの借換えなどに幅広くご利用いただける住宅金融支援機構と提携した、借入金利と返済額が変わらない住宅ローンです。
３.ご利用いただける方	●以下の条件をすべて満たされる個人の方 ●お申込時の年齢が満７０歳未満、ご完済時の年齢が満８０歳未満の方 ●勤務地および居住地ならびに担保物件所在地が、原則として当行の営業区域内にある方 ●安定した収入のある方
４．お使いみち	●ご本人さま、またはご親族がお住まいになるための住宅の建設資金、新築住宅の購入資金、中古住宅の購入資金 ●住宅ローンの借換資金 ※他の住宅金融支援機構との併用はできません。
５．お借入金額	●１００万円以上８，０００万円以下（１万円単位） ※住宅建設費（土地取得費含む）または住宅購入価額の１００％以内となります。 ※借換えの場合は、「借換対象となる住宅ローンの残高」または「住宅金融支援機構による担保評価額の２００％」のいずれか低い額までとなります。
６．お借入期間	●１５年以上３５年以内（１年単位） ※ただし、ご本人さまの年齢が６０歳以上の場合は１０年以上となります。
７．お借入金利 （固定金利）	●毎月、住宅金融支援機構の提示金利をもとに決定します。 （最新の金利については、窓口にお問い合わせください。） ●申込時ではなく資金受取時の金利が適用されます。 ●借入期間（２０年以下２１年以上）、融資率（９０％以下９０％超）に応じて、それぞれお借入金利を設定しています。 ※借換の場合は、すべて融資率９０％以下の金利が適用されます。
８．ご返済方法	●毎月元利均等または元金均等返済 （総借入金額の４０％以内で、ボーナス返済併用ができます。）
９．担保	●ご融資対象物件に住宅金融支援機構が第一順位の抵当権を設定させていただきます。 ※普通借地権、定期借地権、建物譲渡特約付借地権の場合も、融資対象とします。 ※住宅金融支援機構と覚書を締結した事業主体が施行する土地区画整理事業の保留地予定地を融資の対象とします。
１０．保証人	●原則、不要です。 ※ただし、所得合算者の方は連帯債務者となっていただきます。 ※担保提供者の方は物上保証人となっていただきます。
１１．火災保険	●建物を担保とする場合、担保とする建物に、原則として長期火災保険に建物の時価相当額以上の保険金額で加入していただきます。
１２．保証料	●不要です。
１３．手数料 （消費税込）	●事務取扱手数料 定額型・・・５５，０００円 定率型・・・借入金額×１．８７％
１４.団体信用生命保険	住宅金融支援機構が指定する以下のいずれかの団体信用生命保険にご加入いただきます。 ●新機構団信 保険料は無料です。 死亡・高度障害状態に該当された場合、保険金が銀行に支払われ、その時点で残っているお借入金に充当します。 満８０歳の誕生日の属する月の末日まで保障されます。 ●新３大疾病付機構団信 保険料はお借入金利に０．２４％上乗せし、お客様にご負担いただいます。 死亡・所定の高度障害状態に加え、３大疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）が原因で一定の要件に該当した場合、所定の要介護状態に該当した場合、保険金が銀行に支払われ、その時点で残っているお借入金に充当します。 満７５歳の誕生日の属する月の末日まで保障されます。満７５歳の誕生日の属する月の翌月１日からは「新機構団信」の保障内容となります。

フラット３５（機構買取型）

２０２４年８月１日現在

<table>
<tr><td>１５．その他</td><td>対象住宅が次の条件を満たし、住宅金融支援機構の債権買取基準を満たすことが条件です。
<table>
<tr><td>共通</td><td>・住宅の床面積が、一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅の場合：７０㎡以上
・共同住宅（マンションなど）の場合　：３０㎡以上
・住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定める技術基準に適合する併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が１/２以上あること。</td></tr>
<tr><td>新築</td><td>・申込日以前２年以内に完成または工事中（含む未着工）でまだ人が住んだことがない住宅
・一戸建て建設の場合、竣工時に検査済証が交付される住宅
・共同住宅（マンション）の場合、住宅金融支援機構の定める基準に適合する住宅</td></tr>
<tr><td>中古</td><td>借入申込日において、既に人が住んだことがある住宅、及び築後年数が２年を越えている住宅</td></tr>
<tr><td>借換</td><td>借入から１年以上経過していること。（直近１年間正常に返済していることが必要です。）
物件検査は中古住宅の技術基準を適用します。</td></tr>
</table>
※検査費用はお客さまの負担となります。</td></tr>
<tr><td>１６.指定紛争解決機関</td><td>一般社団法人全国銀行協会　連絡先　全国銀行協会相談室
電話番号　０５７０－０１７１０９　または　０３－５２５２－３７７２</td></tr>
</table>